

食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業実施要領

制定 令和4年4月1日3新食第2146号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 目的

食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3新食第2005号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の事業の種類の欄にある本事業は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するところとする。

第2 事業実施主体

- 1 交付等要綱別表1において、事業実施主体の欄の大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業
農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人及び特認団体
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - （4）各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、交付等要綱第8の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を提出する際、別記様式1を併せて総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

栄養改善ビジネスの国際展開支援事業

栄養改善ビジネスモデルの構築に必要な情報の収集・提供、助言等海外の栄養不良人口の削減へ向けて、国内食品事業者等の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、企業セミナー・パートナー発掘・優良事例紹介等の実施、企業へのアンケート調査、ウェブページによる情報提供を支援するとともに、現地の栄養実態や食文化・食習慣に係る調査、現地の栄養政策調査のための現地政府のヒアリング、これらの調査を踏まえた持続可能なビジネス開発に向けた戦略策定・事業提案、これらの戦略・事業提案の現地での実証・プロモーション活動を支援する。
（補助対象経費）

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、賃借料及び使用料、委託費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度から令和8年度までとする。

第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- （2）事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- （3）事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、交付等要綱第8の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、交付申請とともに提出するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)、中止又は廃止の提出については、交付等要綱第13に基づく変更等承認申請書(交付等要綱別記様式3号)の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付等要綱別表2の軽微な変更を除く変更

(4) 第6の3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添「第1 総括表」における「事業の委託」の欄に記載し提出する。

なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分(事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を除き、この限りでない。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総括審議官に提出するものとする。

ただし、交付要綱第18第1項の規定に基づく実績報告書(交付要綱別記様式第7号)の提出をもって、これに代えることができる。

第8 収益納付

1 事業実施主体が、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、本事業の実施年度の翌年から起算して3年間を限度とし、事業実施主体は、交付等要綱の第26の規定に基づき、別記様式3により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告しなければならない。なお、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 総括審議官は、事業実施主体が相当の利益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。

3 収益の納付を求める期間は、1の報告に係る年度までの間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第9 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第10 権利の帰属

本事業により開発された商品、技術及び著作物等の権利の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の(1)から(4)までの条件の遵守を約する確認書を、事業実施主体を通じ、総括審議官に提出することを条件に、当該特許権

等を発明等した者（病院食等製造業者等）に帰属させることとする。ただし、総括審議官に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- （１）成果が得られた場合には、遅滞なく総括審議官に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- （４）当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

第11 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1 (第 2 関係)

番 号
年 月 日

総括審議官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度(年 月 ~ 年 月)
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要 事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
 - 11 添付資料
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの)及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

別記様式 2 (第 6 関係)

番 号
年 月 日

総括審議官 殿

所在地	
団体名	
代表者氏名	

令和4年度食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業実施計画の提出（変更、中止、廃止）について

食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業補助金交付等要綱（令和４年４月１日付け３新食第2005号農林水産事務次官依命通知）第13の１の規定に基づき、関係書類（注１）を添えて、提出（変更、中止、廃止）する。

(变更理由)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (注2)

(中止、廃止の理由)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (注3)

(注1) 関係書類として別添を添付すること。

(注2) 変更の場合には、事業の変更の理由を記載し、事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

(注3) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(注4) 事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

別添

第1 総括表（積算内訳）

事業種類	事業細目	事業費	負 担 部 分		事業の委託	備 考
			国庫補助金	事業実施主体		
食品産業海外 展開支援事業		千円	千円	千円	(1) 委託 先名 (2) 委託 する事業の 内容及び当 該事業に要 する経費	
合 計						

- (注) 1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別紙とすることができる。
- 2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該金額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料 栄養改善ビジネスの国際展開支援事業

1 事業の目的

事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、目的を記載すること。

2 事業の成果目標又は事業の成果（実績）

事業の成果目標
事業の成果（実績）

達成すべき定量的な目標（実施回数・参加人数・参加社数・事業実施による変化率・評価点等）についても記載すること。

成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記載すること。

具体的な成果目標等の記載例

- ・本事業において、栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）の参加企業数を〇社以上とする。
- ・本事業において、NJPPPにおいて現在実施しているプロジェクトを〇件以上実施する。
- ・栄養改善ビジネスに関する事業化プロセスの実証を〇件以上実施する。

3 事業の内容

開催国（地）・派遣国（地）とその選定理由、開催期間、参加対象者、参加人数、参加者（派遣先）募集方法、派遣先企業候補（専門家派遣事業）、事業実施方法、海外での実施の場合は危機管理体制、事業終了後のフォロー方法等を事業の内容毎に具体的に記載すること。

委託をする場合は、委託内容を具体的に記載すること。

（記入例）

- ・委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定先等を記載。
- ・委託予定金額：〇〇〇千円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付。

4 実施体制

事業実施体制を図示すること。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。

5 年間スケジュール

実施内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	(記入例) ○○○					←	→						

実施期間を矢印で示すこと。

6 期待される効果・波及効果

実績報告の際には、効果の検証結果を記載すること。

7 事業成果・効果の検証方法

2「事業の成果目標」及び6「期待される効果・波及効果」と関連付けて記載すること。

8 添付資料

- (1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
また、人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料（様式：任意）を添付すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り及び委託契約書（案）を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) 必要に応じて資料を添付すること。

別記様式 3（第 8 関係）

番 号
年 月 日

総括審議官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業に係る収益状況報告書

○年○月○日付け○第○号をもって補助金の交付決定の通知があった食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業に関する○年度の収益の状況について、食品産業海外展開支援事業のうち栄養改善ビジネスの国際展開支援事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2146 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 8 の 1 の規定に基づき、以下のとおり報告する。

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定 | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

（積算根拠）

（注）収益計算書等を添付すること。